

川崎市公告第353号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度高津区内公園遊具点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和8年4月1日から令和9年1月29日まで
- (4) 業務概要 本業務は、公園緑地に設置した遊具等について市民利用の安全性を確保するため、これらを対象として、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）令和6年6月（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」に沿った安全点検の手法に基づき、専門技術者が定期点検（劣化診断）を行い、遊具等の計画的な維持管理等に活用できるデータを得るものである。

遊具A点検（劣化診断）	N＝298基
遊具B点検（劣化診断）	N＝109基
遊具C点検（劣化診断）	N＝21基
複合遊具点検（劣化診断）	N＝50基
健康器具点検（劣化診断）	N＝33基
打合せ	N＝1式

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で登録されている者。
- (4) 点検業務従事者が、一般社団法人日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」の資格を有していること。
- (5) 判定業務従事者が、一般社団法人日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」の資格を有していること。
- (6) (4)(5)に配置する従事者については、兼務できないものとする。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口5丁目15番7号

高津区役所道路公園センター管理担当

電 話：044-833-1221

FAX：044-833-2498

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、
本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月12日（木）（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)及び(5)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和8年2月17日（火）に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。（ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。）

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

FAX：044-833-2498

(2) 質問受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後5時までとします。

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和8年2月25日（水）午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和8年3月6日（金）午前10時30分

イ 場所 川崎市高津区溝口5丁目15番7号 高津区役所道路公園センター2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供または金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。